担当課：　　人事課

要望団体 大阪社会保障推進協議会	要望項目整理番号 1
要望項目内容 職員問題について 自治体職員の非正規化、委託化、外注などにより、自治体職員が安心して本来の責務を果たす労働条件が保障されず、結果として住民の権利保障などに支障をきたす状況にある。 特に社会保障関連職場、教育関連職場では住民のくらしやいのちに直結するため、専門性の向上は不可欠であり、本来正規職員を配置すべきである。仮に、正規職員以外の場合であっても「均等待遇」による賃金・労働条件の確保と研修の拡充により、住民の権利保障と職員の生きがいがつながるように制度構築を行うとともに、対象者に安心して助言できる職員数の確保を強く要望する。	
回答内容 本町では、従前より、各部署の業務量を見極め、正規職員を配置しており、今後も適正配置に努めます。 また、非正規職員の賃金・労働条件につきましても、従前より近隣自治体や民間等の動向を踏まえつつ改善を行っており、今後も調査・検討を行ってまいります。	

担当課：<u>　　健康福祉部　保険年金課</u>

要望団体 　大阪社会保障推進協議会	要望項目整理番号 ２－①

要望項目内容

①　今年度から低所得者支援として全国で 1700 億円、大阪では 150 億円（大阪府談）が交付される予定であり、国、大阪府ともそれにより１人５千円の財政効果がある（＝引下げられる）としている。この収入により保険料を引下げ、さらにこれまで以上に一般会計独自繰り入れを行うこと。また減免については、ワーキングプア世代やこどもの多い現役世代に配慮した子ども減免(こどもの均等割は 0 にするなど)、低所得者減免、多子世帯・母子世帯・障害者減免などを創設・拡充すること。一部負担金減免を実際に使える制度とし、国基準のように「一時的な困窮」「入院」に限定しないこと。いずれもこれら減免制度については住民の多くは知らないことを前提にしてホームページや広報に掲載することはもちろん、チラシ・パンフレットなどを作成しあらゆる機会に住民に周知すること。(減免制度に関するチラシ、パンフなど今年度の広報物の今年度版の現物を当日参加全員にお渡しください。)

回答内容

　保険料につきましては、低所得者支援の額を見込んだうえで算定しています。一般会計の独自繰り入れにつきましては、現在の財政状況等から判断しますと難しい状況にあり、予定しておりません。

　保険料の減免の取り扱いに関しては、「災害、貧困、所得の減少等により、一時的に生活が苦しくなり、保険料の支払いが著しく困難と認められる場合に限り、その者の申請により、減免するもの。」としている現在の考え方に沿った形での運用を行っています。

　一部負担金減免については、国基準どおりに規定し、運用しているところであり、他市町にあるような保険料完納世帯限定にはしておりませんし、被保険者が利用できる制度であると考えています。

　保険料や一部負担金の減免制度の周知については、引き続き広報に掲載するとともに、保険料の納付が困難な場合、ご相談いただけるよう様々な機会で案内し、催告書発送時や被保険者証の更新時での夜間・休日の収納窓口の開設、また、毎月第２・第４の夜間収納窓口の開設を行い、これらの機会にも減免制度の説明を行います。

担当課：健康福祉部　保険年金課

要望団体 大阪社会保障推進協議会	要望項目整理番号 ２－②
要望項目内容 ②　「給付と収納は別」であることを徹底し、たとえ滞納をしていても施行規則第一条「特別な事情」であることを申し出れば保険証を即時発行すること。資格証明書発行や短期保険証の未交付をやめること。子どもの保険証は 1 年以上とし、絶対に無保険状態をつくらないこと。財産調査・差押については法令を順守し、きめ細かく面談し滞納処分をしたことによってよもや生活困窮に陥らせることがないようにすること。地方税法 15 条・国税徴収法 153 条にもとずき無財産・生活困窮状態の場合はただちに滞納処分の停止を行うこと。特に生活保護受給者については大阪府 2012 年 3 月 27 日付通知にもとづきただちに滞納処分の停止を行うこと。また、昨年１１月の鳥取県児童手当差押事件（広島高裁松江支部）判決の趣旨を理解し、預貯金に入った場合でも差押禁止財産については差し押さえないこと。	
回答内容 納付いただいている世帯との公平性確保の観点から発行はやむを得ないと考えておりますが、保険料の納付相談機会の確保を目的としているので、一律的に資格証明書の交付を行っているものではありません。接触の機会を設けることで、滞納者の状況把握に努めており、納付困難な世帯の相談に応じております。 短期被保険者証の交付については、未納者とこまめに連絡をとり長期未交付にならないよう努めるとともに、高校生世代以下の子どもに対しては、現在６ヶ月有効の被保険者証を郵送しています。 基本、特別の事情がなく滞納している世帯には、保険制度を理解してもらい負担の公平を図るため、法令どおり滞納処分の措置を講じることとしていますが、各々の世帯状況を把握するため、きめ細かな相談に応じるとともに、より相談していただきやすい環境の充実を図っています。また、生活保護受給者については、生活保護担当課との連携により、資格喪失手続きを行うとともに滞納処分の執行停止決議を行っています。	

担当課：　　健康福祉部　保険年金課

要望団体 　大阪社会保障推進協議会	要望項目整理番号 ２－③
要望項目内容 ③　国や大阪府から出されているこれまでの通知は毎年担当者が変わることを踏まえ、必ず年度初めには係員全員が目を通し、認識しておくよう努めること。	
回答内容 　国保制度の認識については、日常的に関係法令、通達等を熟読し、担当者が変わっても業務に支障を来たさないよう努めております。	

担当課：　　健康福祉部　保険年金課

要望団体 大阪社会保障推進協議会	要望項目整理番号 ２－④
要望項目内容 ④　国保滞納者は生活困窮の場合が多々あるので、生活保護担当課とは常時連携をとるとともに、滞納処分に関わっての通知等情報の共有もしておくこと。生活保護受給者に対しては滞納処分の停止の対象となることを生活保護担当課にも周知徹底すること。滞納者は借金を抱えている場合も多いことから債務整理などのアドバイスも行うこと。	
回答内容 滞納世帯について、機械的な運用とならないよう当該世帯の置かれている状況の実態把握に努めるとともに、場合によっては生活保護等関連部局との綿密な連携を図っているところです。また、個別の相談機会を設け、国保滞納者、生活保護等関連部局の職員とともに、生活実態について聞き取り情報を共有し対応しています。	

担当課：　　健康福祉部　保険年金課

要望団体	要望項目整理番号
大阪社会保障推進協議会	２－⑤

要望項目内容
⑤　今年度からの「財政共同安定化事業」1 円化による影響を明らかにしたうえでそのことにより保険料値上げをしなければならないという事態を絶対に起こさないよう大阪府に強く要望すること。
回答内容
１円化の影響が極力出ないように、新たな財政措置を大阪府に要望していくことと併せて、大阪府から国に対しても新たな市町村への財政支援措置の実施を働きかけております。

担当課：　　健康福祉部　保険年金課

要望団体 　大阪社会保障推進協議会	要望項目整理番号 ２－⑥
要望項目内容 ⑥　福祉医療助成に対するペナルティ分については国にやめるよう強く要請するとともに当面は一般会計繰入で補填すること。	
回答内容 　老人等医療費助成事業の実施については、福祉医療の充実の観点からもペナルティの撤廃を要望していきたいと考えています。 また、大阪府老人等医療費助成事業の実施に伴う国民健康保険事業費補助金を差引いた不足分については、一般会計より繰入れしております。	

担当課：　　健康福祉部　保険年金課

要望団体 　大阪社会保障推進協議会	要望項目整理番号 ２－⑦
要望項目内容 ⑦　無料低額診療事業を実施している最新の医療機関名簿を国保課等カウンターに常時配架すること。	
回答内容 　無料定額診療事業の案内については、熊取町のホームページに掲載しているところであり、窓口等においても説明できる対応としています。	

担当課：　　健康福祉部　保険年金課

要望団体	要望項目整理番号
大阪社会保障推進協議会	２－⑧

要望項目内容 ⑧　和歌山市等が行っているように入院時食事療養費自己負担額の助成を行うこと。(和歌山市は半額助成)
回答内容 和歌山市の食事療養費の助成は、老人医療費助成を除き医療費助成制度として半額助成を行っております。本町では、子ども医療費助成制度は町独自の助成を行っており、中学生まで入院時食事療養費自己負担額の全額助成をしております。その他は、大阪府の制度に準じて助成を行っており、食事療養費の助成を行っておらず、助成の予定はございません。

担当課：　健康・いきいき高齢課

<table>
<tr><td>要望団体
　大阪社会保障推進協議会</td><td>要望項目整理番号

３－①、②、③、⑤</td></tr>
<tr><td colspan="2">要望項目内容
３－①　特定健診は国基準に上乗せして以前の一般健診並みの内容とし糖尿病､脳や心臓の血管障害等､生活習慣病とあわせ結核など病気も発見できるようにすること。費用は無料とし受診しやすいものとすること。近隣自治体だけでなく、大阪府内、さらに近畿管内で受診率の高い自治体から取り組み経験などを学ぶ機会をつくること。
－②　がん検診等の内容を充実させ特定健診と同時に受診できるようにし､費用は無料とすること。
－③　特定健診・がん検診の受診率に対する分析・評価を行い、今後の対策を明らかにすること。
―⑤　日曜健診やさまざまな施設への出張検診を積極的に行うとともに､委託している医療機関の事務的な負担をできる限り軽減すること。</td></tr>
<tr><td colspan="2">回答内容
３－①
・特定健診にクレアチニン検査（ｅ‐ＧＦＲをクレアチニン値から算出）血清尿酸（平成２６年度拡充）を追加していますが、費用は無料です。
・研修会への参加や先進的な取り組みの報告書等により、他市町村の取り組みを学ぶ機会を設けています。
３－②
・特定健診と同時受診できるがん検診につきましては、集団健診（１２日間）時に結核・肺がん検診（１２日間)、肝炎ウイルス検診（１２日間)、胃がん大腸がん検診（２日間）が受診できます。また、平成27年度から個別大腸がん検診を開始し、個別特定健診と同時受診が可能となりました。
一部自己負担金につきましては、肺がん検診の胸部Ｘ線検査、肝炎ウイルス検診とともに平成27年度から大腸がん検診を無料としました。また、国のがん検診推進事業にも取り組みます。
３‐③
・大腸がん受診率以外は府平均を概ね上回っています。
・個別大腸がん検診個別検診を開始するなど、さらなる受診率向上に努めてまいります。
３－⑤
・土曜日日曜日の健診日を２日間設けています。
・祝日に胃がん大腸がん乳がん子宮がん骨粗しょう症検診を同日実施しました。
・医療機関への委託事業については、医療機関用マニュアルを作成し、医療機関からの質疑にも適宜応じながら実施することで、医療機関の負担軽減を図ってまいります。</td></tr>
</table>

担当課：　　健康福祉部　保険年金課

要望団体 　大阪社会保障推進協議会	要望項目整理番号 ３－④
要望項目内容 ④　人間ドック助成未実施自治体はただちに制度化することと、実施している自治体は人間ドック+脳ドックの最低でも半額以上の助成とすること。	
回答内容 　人間ドック助成は、国保の場合１人１回あたり上限３万円を、脳ドックの場合は上限２万円を助成しています。	

担当課：　　介護保険・障がい福祉課

要望団体 大阪社会保障推進協議会	要望項目整理番号 ４－①、③

要望項目内容

介護保険・高齢者施策について

①　第６期介護保険料の大幅値上げを撤回すること。 公費による低所得者保険料軽減は、国に対し、当初案どおり前倒し実施するよう働きかけるとともに、自治体として独自に軽減措置を行うこと

③　８月からの利用料引き上げ（利用料２割化、補足給付の改悪）については中止するよう国に求めるとともに、自治体として緊急対策を講じること。

回答内容

①

第６期介護保険事業計画における保険料については、介護報酬の算定や、サービス見込量により保険給付費を推計し、総合的に勘案しています

公費による保険料軽減については、国の保険料軽減が平成２７年度と２９年度の２段階で実施されることになったことから、この制度を遵守するものです。

減免については、町独自で一定要件を満たす方に対する減免措置を実施しています。

③

法に基づき実施しているところであり、利用料の減免については、他の被保険者への転嫁となるため、考えておりません

担当課：　　健康・いきいき高齢課

要望団体 　大阪社会保障推進協議会	要望項目整理番号 　　　　　　　４－②

要望項目内容

４－②

※総合事業への移行については、拙速に実施せず、十分な準備・検討期間を確保すること。

※総合事業への移行にあたっては、介護予防訪問介護・介護予防通所介護を、現行サービスを維持した上で、「プラスアルファ」として新たなサービス・資源を作るという基本方向を堅持すること。

※すべての要支援認定者には移行後も介護予防訪問介護･介護予防通所介護と同じサービスが継続して利用できるようにし、利用者の希望に基づく選択を保障すること。

※総合事業サービス利用を希望する場合でも要介護認定申請を受け付けたうえで､地域包括支援センターへつなぐこと。被保険者の要介護認定申請の申請権を侵害しないこと。

※サービス事業所に対する事業費支給は、現行の予防給付の倍以上の単価を保障し、サービスにみあったものにすること。

※指定事業所サービスの現行基準を緩和させず、質を担保。

※指定事業者の基準は､現行予防給付と同一とし緩和した基準によるサービスは導入しないこと。

回答内容

４－②

総合事業への移行時期については、平成２９年４月の予定です。

団塊の世代が後期高齢者となる２０２５年に向け､住み慣れた地域で暮らし続けることができるように､総合事業の移行にあたり､多様なサービス提供に向け､準備を進めてまいります。

移行後も、本人の意向と状況に基づき、自立支援に向けたケアマネジネントを行います。チェックリストについては､本人の状況に合わせたサービス利用のツールとして活用について検討してまいります。

事業実施後も、本人の意向を尊重し、要介護認定の申請権は侵害いたしません。

総合事業の単価につきましては、国の基準をもとに、サービス内容に応じて検討してまいります。

担当課：　　健康・いきいき高齢課

要望団体 大阪社会保障推進協議会	要望項目整理番号 ４－④

要望項目内容

４－④

※高齢者の熱中症の実態調査を実施すること。

※高齢者宅を毎日訪問し、熱中症にならない対策ができるように、社会福祉協議会、事業者、NPO などに呼びかけ、小学校単位での見守りネットワークづくりなど、具体的施策を実行すること。

※介護保険の給付限度額の関係で、町の熱中症予防シェルターへ介助を得て避難する事が困難なケースへの対策を各自治体が立てかえること。

回答内容

独居の方に対し、必要に応じて定期的に地域包括支援センターから訪問等行っています。また、緊急通報装置も活用いただきたく、周知して参ります。

熱中症について、広報、ホームページのほか、介護事業者及び長生会、自治会を通じ、機会をとらえ普及啓発に努めてまいります。

熱中症に限らず、地域での見守り体制の構築は重要であり、住民のみなさまのご理解とご協力を得ながら、関係機関とともに地域包括ケアシステムの構築に努めてまいります。

担当課：＿＿生活福祉課

要望団体 大阪社会保障推進協議会	要望項目整理番号 ４－④
要望項目内容 ４－④ 低額年金生活者や生活保護受給者は、「経済的な理由」でクーラー設置をあきらめたり、設置していても利用を控えざる得ない状況があり、「貸付制度の利用」でなくクーラー導入費用や電気料金に対する補助制度を作ること。	
回答内容 福祉事務所未設置であるため、大阪府岸和田子ども家庭センターが実施機関であり、町では事務を行っていません。	

担当課：<u>　　介護保険・障がい福祉課</u>

要望団体 　大阪社会保障推進協議会	要望項目整理番号 ５－①、②
要望項目内容 　障害者の６５歳問題について 　①　介護保険第１号被保険者となった障害者に対しては一律に介護保険サービスを優先することなく個別ケースに応じて障害福祉サービス利用を判断するという「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援給付と介護保険制度との適用関係について　平成19年3月28日付通知」が出されている。しかし、厚生労働省調査では適切な運用がされていない実態が明らかとなり、平成27問2月18日に再度事務連絡が出された。こうした状況も踏まえ、本人のニーズや状況を踏まえた柔軟な支給決定を行なうこと。 　②　障害者の福祉サービスと介護サービス利用は原則無料とし、少なくとも住民税非課税世帯は65歳を超えても無料とすること。	
回答内容 　① 　介護保険だけではサービス量が不足する方や、利用を希望するサービスが介護保険には相当するサービスがない場合、生活状況等を勘案のうえ、必要に応じて障害福祉サービスでの支給決定を行っています。 　② 　介護保険、障害福祉サービスとも、それぞれ介護保険法、障害者総合支援法に基づいて実施している。障害者の方のみの介護サービス利用料を無料とすることは、他の利用者との整合性を欠くことから、考えていません。	

担当課：　　生活福祉課

要望団体 大阪社会保障推進協議会	要望項目整理番号 6－①～⑧

要望項目内容

生活保護について

①ケースワーカーについては「福祉専門職」採用の正規職員で、最低でも国の基準どおりで配置し法令違反をしないこと。ケースワーカーの研修を重視すること。窓口で申請者に対して申請権侵害など人権無視の対応は行わないこと。

②自治体で作成している生活保護の「しおり」は生活保護利用者の権利性を明記し制度をわかりやすく説明したものにすること。「しおり」と申請書はカウンターなどに常時配架すること。(懇談当日に「しおり」「手引き」など作成しているものの全てと申請用紙を参加者全員にご配布ください)。

③申請時に違法な助言・指導はしないこと。2013 年 11 月 13 日に確定した岸和田市生活保護訴訟をふまえ、要保護者の実態を無視した一方的な就労指導の強要はしないこと。就労支援の一環として各自治体が仕事の場を確保すること。

④通院や就職活動などのための移送費（交通費）を法令通り支給すること。移送費については「しおり」「手引き」に明記すること。

⑤国民健康保険証なみの医療証を国でつくるよう要望すること。当面、休日、夜間等の福祉事務所の閉庁時や急病時に利用できる医療証を発行すること。以上のことを実施し生活保護利用者の医療権を保証すること。西成区のような「通院医療機関等確認制度」は導入せず、健康悪化を招く事態をつくらないこと。

⑥自動車の保有を認めること。枚方生活保護自動車保有訴訟の判決内容を実施機関に徹底すること。

⑦警察官 OB の配置はやめること。尾行・張り込みや市民相互監視をさせる「適正化」ホットライン等を実施しないこと。

⑧介護扶助の自弁を強要しないこと。ケースワーカーがケアプランへの不当な介入を行ったり指導をしないこと。

回答内容

①から⑧

福祉事務所未設置であるため、大阪府岸和田子ども家庭センターが実施機関であり、町では事務を行っていません。

制度の説明など住民の方からの相談に応じ、状況確認後、大阪府との調整等を行っています。

担当課：　　健康福祉部　保険年金課

要望団体	要望項目整理番号
大阪社会保障推進協議会	７－①

要望項目内容 ①　こども医療費助成制度は、2014 年 4 月段階で 1）全国 1742 自治体中 986 自治体(56.4%)が完全無料、2）1373 自治体(78.8%)が所得制限なし、3）930 自治体(53.4%)が通院中学校卒業まで、201 自治体(11.6%)が高校卒業までであり、現時点ではさらに進んでいることが予想される。一方、大阪では今年度寝屋川市と豊能町が高校卒業までとしたものの、この 3 要件を全てクリアーしている自治体は 1 つもない。一刻も早く、外来・入院とも高校卒業まで、現物給付で所得制限なし、無料制度とすること。さらに大阪府に対して全国並み(通院中学校卒業まで・完全無料・一部負担無し)拡充をすすめるよう強く要望すること。
回答内容 本町では、今年の四月から入院。通院に対する医療費助成の対象者を中学校卒業まで拡充したところです。当面は、現行制度で助成を行う予定です。 大阪府に対しては、助成の拡充の要望を行ってまいります。

担当課：<u>　　子育て支援課</u>

要望団体 　大阪社会保障推進協議会	要望項目整理番号 ７－②
要望項目内容 　妊婦健診を全国並み（１４回、１１万円程度）の補助とすること。	
回答内容 　妊婦健康診査公費負担については、平成２６年４月１日から総額 80,000 円から 　116,840 円に拡充しています。 　（内訳）受診券（１４回）　5,000 円×14 回分 　　　　　検査補助券（７回）15,040 円×１回分　5,300 円×６回分	

担当課：　　学校教育課

要望団体 大阪社会保障推進協議会	要望項目整理番号 ７－③、⑤

要望項目内容

７－③

就学援助の適用条件については「生活保護基準×1.3 以内」より高いものとし所得でみること。また、持家と借家で差をつける基準は廃止すること。通年手続きが学校以外でもできるようにすること。第１回支給月は出費のかさむ４月にできるだけ近い月とするために保育料と同様に年末調整や確定申告書の写しを使い、年明け早々からの申請とすること。一昨年８月からの生活保護基準引下げの影響が出ないようにすること。

７－⑤

中学校給食は自校式・完全給食・全員喫食とし、ランチボックス（業者弁当）方式はやめ子どもにとって栄養のある豊かなものとすること。また、小学校・中学校においては子どもの食事調査（三食食べているか、何を食べているか等）を行い、その結果必要であればモーニングサービス（パン、バナナ、ヨーグルトなど簡単なもの）の導入を検討すること。

回答内容

７－③

現在は、生活保護基準の 1.1 倍を基準に就学援助の適用を判断していることから、1.3 倍以上とすることは、予算の増加に直接影響します。予算編成上、特に経常的な経費については厳しい予算編成を求められていることから、適用条件の緩和は難しい状況です。

また、就学援助の認定にあたり、持家と借家では格差をつけずに行っています。

就学援助申請手続きについては、家庭状況を把握するといった側面からも学校での手続きが適当と考えます。ただし、直接教育委員会に申請書をお持ちいただいた場合などは、臨機に対応しております。

就学援助費の第１回目の支給月については、支給という性格上、町民税の当初課税のデータに基づき事務を進めるのが適切と考えます。

就学援助の対象基準についてですが、政府の対応方針を踏まえ制度の趣旨や目的、実態を考慮し、支給対象者に影響が及ばぬよう平成 26 年度は、平成 25 年８月１日実施の生活保護基準改正前の基準により決定しており、平成 27 年度についても同基準により決定を行っております。

７－⑤

本町では、小学校は昭和 27 年４月から中学校は昭和 35 年５月から学校に給食調理場を設置し、小学校・中学校ともに早くから自校式による学校給食を開始しており、子どもたちに

できたてで、温かい給食を提供しております。

　食事調査については、小学6年生及び中学3年生を対象に朝食の摂取について調査をしており（全国学力・学習状況調査）、小学校では94.4%、中学校では92.2%の児童生徒が毎日食べるあるいはどちらかといえば食べると回答しております。教育委員会としては、一部の児童生徒への対応を検討するのではなく、家庭で朝食を食べることを習慣化できるよう学校等で指導を行うのが、優先であると考えます。

担当課：　　子育て支援課

要望団体 大阪社会保障推進協議会	要望項目整理番号 ７－④
要望項目内容 「新婚家賃補助」「子育て世代家賃補助」「一人親世帯家賃補助」など若い世代の実質賃金を上げる施策としての多彩な家賃補助の制度化を図ること。 独自の「こども手当て」など現金支給制度を実施し、子育て世代の生活支援を行うこと。	
回答内容 現在のところ、本町においては、家賃補助制度の導入や独自の現金支給制度は考えていませんが、子育て世代支援と地域の活性化のための住宅支援施策として、新築住宅に対する固定資産税の課税免除や中古住宅取得費補助制度等を行っています。	

担当課：　　子育て支援課

要望団体 　大阪社会保障推進協議会	要望項目整理番号 ７－⑥
要望項目内容 「子どもの貧困対策推進法」および「子どもの貧困対策に対する大綱」を受けて、特にシングルマザー世帯などに対する生活支援施策の具体化を行うこと。	
回答内容 シングルマザー世帯などに対する生活支援施策の具体化については、近隣自治体の動向を踏まえ、今後、研究、検討して行きたいと考えています。	

担当課：　　健康福祉部　保育課

要望団体 　大阪社会保障推進協議会	要望項目整理番号 ７　－　⑦
要望項目内容 　　公立幼稚園・保育所の統廃合はやめること	
回答内容 　　今後の児童数の推移、教育・保育施設の配置状況や地域の実情等を考慮し、需要に見合った定員数を確保し適切に保育を提供できるよう努めていきます。	